

保護者の皆様へ

大津市立瀬田南小学校
校長 大平 さち子

要保存

台風接近等の非常変災時における措置

①臨時休業の措置をとる場合

「暴風を含む警報」が午前7時の時点で、滋賀県全域もしくは滋賀県南部または、近江南部に発令されている場合は臨時休業となります。

注1：大雨警報などでは休校措置とはなりません。暴風警報です。

注2：休校措置となった場合、翌日の学習は特に事前の連絡がないかぎり時間割通りとします。

※臨時休業の措置をとる場合は、ホームページ及びメール配信は行いません。テレビ、ラジオ等で報道されますので、各ご家庭で暴風警報が出ているか確かめてください。

②終業時刻の繰り上げ措置をとる場合

児童が登校した後、警報が発令された場合、あるいは発令される可能性がある場合は、早期に下校措置をとります。

注1：警報発令の時刻によっては、給食を食べずに下校することもありますのでご家庭で非常食の準備をお願いします。

注2：緊急時ですので、日常帰宅している場所へ下校させます。

※児童の下校時刻をホームページ及びメール配信にてお知らせします。

③始業時刻の繰り下げ等の措置をとる場合

午前7時までに暴風警報が解除になった場合は登校します。ただし、災害の状況等によってさまざまな影響がある場合は、始業時刻の繰り下げ等の措置をとることもあります。

※児童の登校時刻をホームページ及びメール配信にてお知らせします。